

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和2年2月17日

支出負担行為担当官

松江地方法務局長 藏 田 和 彦

1 見積依頼に付する事項

(1) 件 名

PCスタンド等一式購入契約

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限及び場所

仕様書のとおり

(4) その他

本件は、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) 又は紙の見積書の提出の方法により見積合わせ等を行うので、各方式の手続（電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続）に従い、見積り等を行うこと。

2 参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為をする者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者
- (オ) その他前各号に準ずる行為をする者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒690-0001 松江市東朝日町192番地3
松江地方法務局会計課（担当：施設係 眞宇根）
電話0852-32-4211（直通） FAX0852-32-2735

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和2年2月17日（月）から令和2年2月21日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 配布場所

前記3又は電子調達システム

5 事前提出書類並びにその提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

※仕様書記載の参考規格以外の物品で参加する場合は、本仕様書に掲げる規格要件を満たしていることが確認できるメーカー作成のカタログ等を添付すること（メーカー等適宜の方法により該当部分を明示すること。）。

イ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

ウ 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者でない者であることを証明する「誓約書（役員名簿添付）」

なお、「誓約書（役員名簿添付）」の様式は、仕様書等とともに配布する。

(2) 提出方法

持参のほか、郵送、若しくは電子調達システムにより提出すること。

(3) 提出期限

令和2年2月26日（水）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

(4) 提出場所

前記3のとおり

6 見積合わせの延期等

見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認められるときには、見積合わせを延期し、又はこれを取りやめることがある。

7 見積合わせの日時

令和2年2月27日（木）午前10時00分（非公開）

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

(1) 予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 質疑応答

(1) 提出方法

適宜の様式による質問書を持参又はFAX（質問者の責任において、必ず受信確認を行うこと。）により提出すること。

(2) 提出期限

令和2年2月21日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

前記3のとおり

(4) 回答予定日等

質疑に対する回答は、本見積依頼に係る配布書類を前記3の場所において受領した全ての者に対し、令和2年2月25日（火）午後5時15分までにFAXにより行う予定である。

11 契約保証金の納付

免除

12 その他

(1) 契約書等の作成について

契約の相手方に決定後、速やかに請書を提出すること。

(2) 見積合わせ結果について

見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当局ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

(3) 詳細は、松江地方法務局オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領及び仕様書による。

以上